氏名(本籍) 森田真吾

学 位 の 種 類 博士 (教育学)

学 位 記 番 号 博乙第 2992 号

学位授与年月 令和 3 年 3 月 25 日

学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

審 查 研 究 科 人間総合科学研究科

学位論文題目「学校文法」成立過程における指導内容の生成と収斂

論文の内容の要旨

森田真吾氏の博士学位論文は、我が国の文法教育の歴史に注目し、明治5年の「学制」公布から文部省『中等文法』(昭和18-19)が編纂されるに至った昭和10年代後半までを「学校文法」の成立過程と捉え、そこで文法の指導内容がどのように生成され、それらが「学校文法」という指導内容として一つに収斂したことの意味について論じることを目的としている。我が国における国語科文法教育の指導内容である「学校文法」は、橋本進吉の文法論に依拠した文法体系のことを指しているが、昭和10年代後半に文部省『中等文法』のなかで示されて以来、ほとんどその形を変えることなく現在まで継承されている。「学校文法」が多くの批判を受けながらも指導され続けているという状況に鑑み、その成立過程を検討することを通して指導上の意義を明らかにしようとするものである。その要旨は以下の通りである。

序章で著者は本研究の目的と方法、及び論文の構成について述べている。明治期から昭和戦前期にかけて数多く編纂されてきた文法教科書を主な研究対象として取り上げ、その内容を分析することによって、それぞれが編纂された時期における文法教育の具体相を明らかにしようとする旨をまずは述べている。その分析にあたっては、文法教科書の内容を「規範文法」と捉え、その規定要因である「文法研究」「国語教育」「文体状況」との関連ごとに指導内容の生成過程を検討し、それらが「学校文法」の成立にどのような影響を与えていたのかについて各章で論じるとしている。

第1章では、文法研究と文法教育との交渉について検討を行っている。明治初期は、主に洋学系の文法研究の成果を直接的に援用する形で指導内容が提示されていたが、明治10年代以降に国学系の文法研究が再評価されることによって両者の折衷が目指されるようになる。大槻文彦『語法指南』(明治23)は、洋学系文法研究の枠組みを援用しつつ、語彙と文法との切り分けを行いながら国学系文法研究の成果を自身の文法論の中に採り入れようとしたが、『広日本文典』(明治30)においては、当時の実際の文法教授の中で示されていた指導内容を優先的に示そうとしており、それがそ

の後の文法指導における「定型」の確立の一因となった可能性について論じている。

第2章では国語教育全体の中における文法指導の位置づけと指導内容の生成とを関連させて検討を行っている。文法の指導は、大きく「知識」重視の指導と「実用」重視の指導とに分けて整理することができるが、「知識」重視の指導は、単に教科書を読んで内容を理解させる指導から徐々に具体的・帰納的に文法知識を理解させることが目指されるようになる。それに伴って「実用」重視の指導も志向されるようになる。書くことの指導との関連においては主に文章の「書き誤り」に対応する方向で、読むことの指導との関連においては「紛らわしい用法」に対応する方向で指導内容は整えられようとしていた点を指摘し、ただし、学習者の身近な言語というものが視野に入れられるほど、その指導の意義が不分明になっていったという点も論じている。

第3章では「文法」が説明されるにあたってどのような「文体」が規範として想定されていたのか、そしてそれがどのように推移し、それに伴って文法教育における指導内容がどのようなものとして定位されるに至ったのかについて検討を行っている。文法教育の指導内容の生成過程において、特に規範的文体として意識されるようになるのは「普通文(文語文)」と「口語文」である。「普通文(文語文)」は「和文(古文)」との連続性が保持されていた。「口語文」は「言文一致文」とのつながりを有している。そのような性質を持つ文語文・口語文が対照的に文法教育の中で扱われることは、言文一致文から伝統的な古文・和歌の言葉までを統一的・連続的なものとして捉えることを可能とするが、文法教育において文語文法と口語文法とが教育内容として並置されることによって、現在から過去に至るまでの歴史性を有した「国語意識」の醸成にも影響を与えていた可能性を指摘している。

第4章では、橋本進吉『新文典』(昭和6)から文部省『中等文法』(昭和18-19)までに文法の指導内容がどのように収斂し、それが「学校文法」の成立とどう関わっていたのかについて論じている。大正期の終わりから昭和期のはじめにかけて、実際の教育現場から「文法教育不要論」が出されるに至ったが、それを払拭したのが『新文典』における「明瞭な知識を与える」ことの重視である。それを敷衍しつつ、学習者自身に文法のきまりを発見させることを目指し、『中等文法』では橋本進吉の文法論が採用されるに至ったと指摘している。

終章では本研究の総括を行っている。明治初期からその指導のあり方が模索されてきた文法は、「規範文法」の規定要因の反映状況に鑑みると、研究から教育へ、そして教授者から学習者へと指導内容の中心を移行させることによって生成されようとしてきたと捉えることが可能であり、その延長線上に文法を指導するにあたっての「明瞭性」が意識されたことによって「学校文法」が成立したと結論づけ、今後の課題を示している。

審査の結果の要旨

(批評)

本研究はこれまで個別の記述文典の反映としてみなされてきた明治期から昭和初期の文法書について、それぞれを教育上の「規範」の要請と結び付けて、枠組み、目的、内容の観点から詳細にたどり、「学校文法」の成立とのかかわりを明らかにしたところに国語教育史研究としての第一の意義がある。さらにまたこの間の検討を通して明らかになった、文法と講読や作文との関連の在り方は、国語科全体を俯瞰する視点の提供を可能にしたという点においてもう一つの意義が認められる。

令和3年1月28日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明 を求め、関連事項について質疑応答を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

なお、学力の確認は、人間総合科学研究科学位論文審査等実施細則第 11 条を適用し免除とした。 よって、著者は博士(教育学)の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。